

委員会等の運営等に関する規則

(平成 30 年 8 月 1 日制定)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第 41 条の規定に基づき、一般社団法人電子決済等代行業者協会（以下「本協会」という。）が設置する委員会等の任務、構成並びに運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会等の設置)

第 2 条 本協会に、委員会として自主規制委員会、エコシステム委員会、及び規律委員会を置く。

2 本協会は、前項に規定する委員会のほか、必要に応じ理事会が諮問する事項を検討するため、理事会の決議により臨時に委員会を置くことができる。

3 本協会は、前項に規定する委員会のほか、必要に応じ、理事会の決議により研究会を置くことができる。

4 本協会は、設置された委員会及び研究会の統合又は廃止を行う場合は、第 1 項に規定する委員会はこの規則の改正、第 2 項に規定する委員会及び第 3 項に規定する研究会は理事会の決議により行うことができる。

(議事細則)

第 3 条 各委員会は、議事手続その他委員会の運営に関し必要と認めるときは、この規則に定めるもののほか、別に必要な事項を定めることができる。

第 2 章 自主規制委員会

(任務)

第 4 条 自主規制委員会は、次に掲げる事項について理事会の諮問に応じ、理事会に意見を述べることができる。

- (1) 当該委員会に所属する電子決済等代行業の自主規制に関する事項
- (2) 銀行法、その他の法令及び自主規制規則の遵守に関する事項
- (3) 会員の規律に関する事項

(委員)

第 5 条 自主規制委員会の委員は、20 名以内とし、正会員の役職員及び有識者から、代表理事が理事会の決議を得てこれを選任する。

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 自主規制委員会に、委員長1名及び副委員長2名を置き、委員のうちから互選により選定する。

2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会の招集等)

第7条 自主規制委員会は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

(定足数)

第8条 自主規制委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開催することができない。

(決議)

第9条 自主規制委員会の議事は、出席委員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(書面による委員会)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面（電磁的記録を含む）による決議の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の場合における決議において準用する。

(代理出席)

第11条 委員は、やむを得ない理由のため委員会に出席することができないときは、委員長の許可を受け代理人をもって出席させ、委員としての権利を行使することができる。

(委員以外の者の出席)

第12条 代表理事、理事、監事及び事務局長は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員及び前項に規定する者以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(小委員会)

第13条 自主規制委員会は、その下部機関として小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員、構成、その他運営に必要な事項は、委員会において定める。

(議事録)

第 14 条 自主規制委員会及び小委員会の議事については、委員長又は小委員長が必要と認める場合、議事の経過及び結果を記録した議事録を作成する。

(謝金)

第 15 条 第 5 条において有識者から委員を選任した場合、理事会の決議により定められた委員謝金を支給することができる。

第 3 章 エコシステム委員会

(任務)

第 16 条 エコシステム委員会は、次に掲げる事項について理事会の諮問に応じ、理事会に意見を述べることができる。

- (1) 電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供
- (2) 金融 API に関する普及・啓発のための関連事業者及び利用者への広報その電子決済等代行業に関する広報、普及啓発
- (3) 国内外の金融 API 技術に関する調査・研究、活用する技術の標準化に関する業務
- (4) 電子決済等代行業に関する研修会、講習会等の開催
- (5) その他本協会の目的並びに電子決済等代行業の健全な発展及び電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

(準用規定)

第 17 条 第 5 条から第 15 条までの規定はエコシステム委員会に準用する。この場合において、「自主規制委員会」は「エコシステム委員会」と読み替える。

第 4 章 臨時委員会

(臨時委員会)

第 18 条 臨時委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 5 章 研究会

(研究会)

第 19 条 研究会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第6章 規律委員会

(規律委員会)

第20条 規律委員会は、議事手続その他委員会の運営に関し必要な事項については、別途理事会が規則を定める。

第7章 補則

(補則)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規則は、理事会の決議の日(平成30年8月1日)から施行する。

平成31年7月1日 一部改正

令和4年12月22日 一部改正